逗子市 市民協働部 経済観光課

（仮称）逗子市渚マリーナ条例案について



市民説明会　令和８年10月31日㈯ 14:00～ ＠逗子市役所会議室



（仮称）逗子市渚マリーナ関連例規

❶（仮称）逗子市渚マリーナ条例

令和10年４月1日施行（予定）、ただし施行前に準備行為あり

❷（仮称）逗子市渚マリーナ条例施行規則

令和10年４月1日施行（予定）、ただし施行前に準備行為あり

❸（仮称）逗子市渚マリーナ指定管理者候補選定委員会規則

令和9年４月1日施行（予定）

（仮称）逗子市渚マリーナ条例全体像

１．総則

目的、名称、位置、
施設の構成、施設の管理運営

２．指定管理者制度

業務、指定、協定締結
事業報告書、選定委員会

３．施設の利用

開場時間･休場日、使用許可
利用料金、納付金、減免

４．その他

入場の制限、
原状回復、損害賠償

渚マリーナの設置目的

海洋観光、**海洋レジャー**及び**海洋教育**の振興を図り、

もって**地域の活性化**に寄与する。



漁師タクシー



田越川左岸より



ブルーフラッグリーダー養成講座（2025年）

渚マリーナの基本事項

名　　称　（仮称）逗子市渚マリーナ

位　　置　逗子市新宿１丁目2251番４

施設構成　マリーナ施設、駐車場、緑地

開場時間　午前９時～午後５時 ※

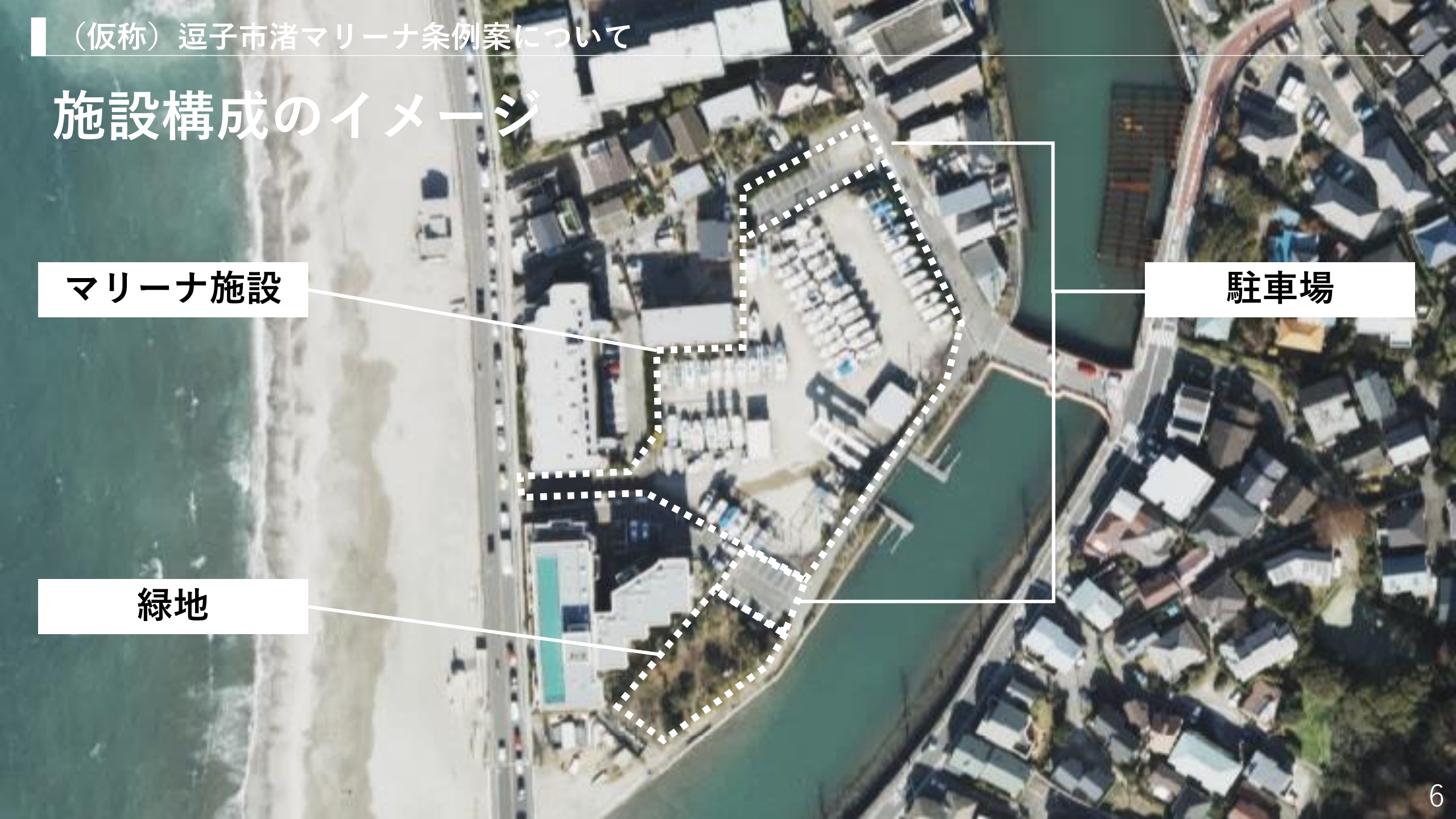


緑地

休 場 日　毎週火曜日、年末年始（12月29日～翌年１月３日）※

※開場時間及び休場日については、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

施設構成のイメージ



渚マリーナの管理運営

渚マリーナの管理は、地方自治法第244条の２第３項の規定により、法人その他団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。



指定管理者の業務

1. 渚マリーナの**維持管理**に関する業務
2. 渚マリーナの施設及び設備の**使用の許可**等に関する業務
3. その他渚マリーナの運営に関して**市長が必要があると認める**業務



例）クレーンの維持管理



例）駐車場の管理運営



例）使用申請の受付や使用許可の交付

指定管理者選定から運営開始まで

公募

選定委員会
（指定管理者候補の選定）

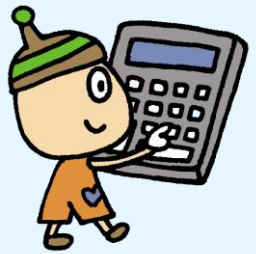
市議会の承認
（指定管理者の指定）



指定の告示

協定の締結

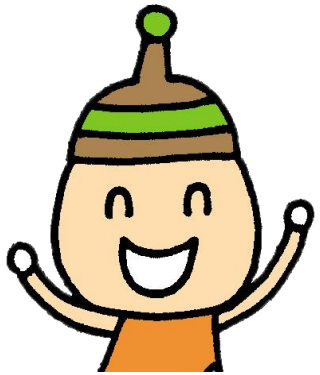
運営開始



事業報告書の提出
（毎年度ごと）



使用手続き（マリーナ施設のみ）



使用しようとする者

❶ 使用許可申請

❷ 使用許可

❸ 利用料金の支払い



指定管理者

使用の許可をしてはならない場合（例示）

- ✓ この条例等の規定に違反する、または、渚マリーナにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ✓ 集団的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

利用料金制度

1. マリーナ施設及び駐車場を利用する者は、利用料金を指定管理者に支払う。
2. 利用料金は、市の定める上限の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定する。
3. 収納した利用料金は指定管理者の収入とし、市は指定管理料は支払わない。
4. 指定管理者は、決められた納付金を市へ支払う。



利用料金の上限額（陸置施設）

艇の長さ	区分	年間利用料金（円）税抜き	
		市内	市外
17フィート	上段	392,000	479,000
18フィート	上段	404,000	494,000
19フィート	上段	416,000	509,000
20フィート	上段	441,000	539,000
21フィート	上段	465,000	569,000
21フィート以下	下段	502,000	613,000
22フィート	下段	526,000	643,000
23フィート	下段	563,000	688,000
24フィート	下段	600,000	733,000
25フィート	下段	637,000	778,000

利用料金の上限額（上下架施設、その他）

区分	利用料金（円）税抜き
上下架１回につき	5,500

区分	単位	利用料金（円）税抜き
駐車場	１回/台	4,500
洗艇施設	１回/艇	2,000
シャワー施設	１回/人	500

※使用者が使用の許可を受けた期間を超過した場合の超過利用料金は、その超過して使用した期間１月につき、規定利用料金の相当額を1.3倍した額とする。

その他の規定

権利譲渡等の禁止

使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

入場の制限

指定管理者は、渚マリーナに入場する者が遵守事項等に違反したときには、入場を禁じ、または退場を命じられる。

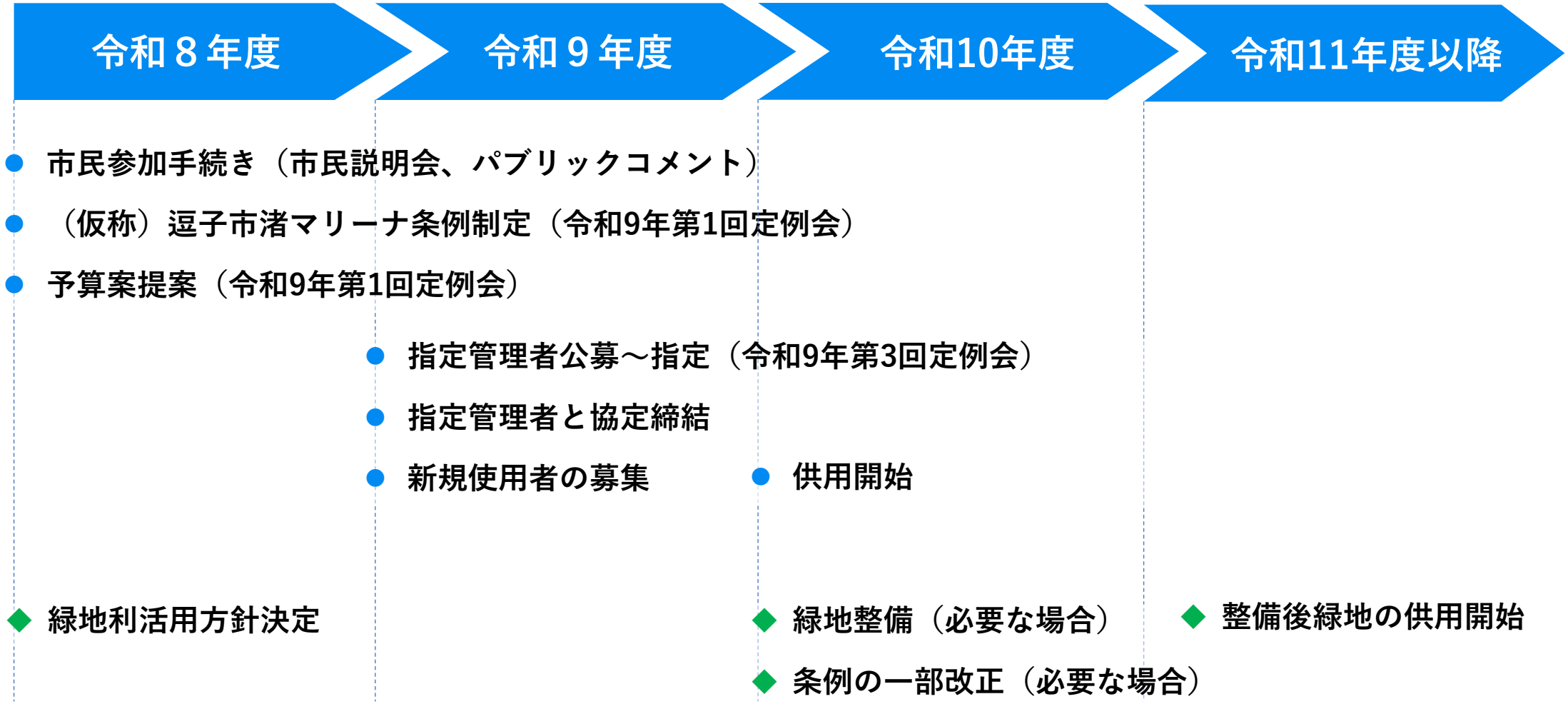
原状回復

使用者は、渚マリーナ施設の使用を終了したときは、現状に復さなければならない。

損害賠償

故意または重大な過失により渚マリーナの施設、設備、資料等を破損または滅失せしめた者は、その損害を賠償しなければならない。

【参考】今後のスケジュール



【参考】パブリックコメント（市民意見募集）

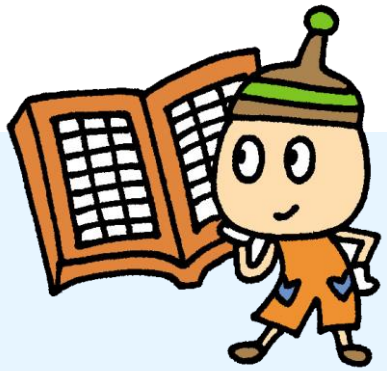
募集期間　令和８年11月16日（月）～12月15日（火）

閲覧方法　市のホームページ

市役所窓口（経済観光課、情報公開課）

市内各施設（８カ所）

- 市民交流センター
- 逗子アリーナ
- 文化プラザホール
- 高齢者センター
- 体験学習施設（スマイル）
- 沼間小学校区コミュニティセンター
- 小坪小学校区コミュニティセンター
- 図書館



提出方法　①経済観光課窓口

②郵送

③ファクス

④Eメール



逗子市 市民協働部 経済観光課

（仮称）逗子市渚マリーナ条例案について

ご清聴ありがとうございました